



## 職員の処分について

次のとおり、懲戒処分を行いました。

## 処分 1

【概要】 令和6年10月11日（金）午前10時45分頃、職場内の他の職員と業務に関する口論となり、当該職員の右頬を3回殴り、口の中を切るけがを負わせたものである。

【処分年月日】 令和6年12月24日

## 【処分内容】

（本人処分）

所属（役職）	性別	年齢	処分内容	処分理由
市長事務部局 （一般職）	男性	62歳	減給 1/10 （1月）	本件は、他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱したもので、全体の奉仕者たる公務員としてあるまじき行為であり、地方公務員法第29条第1項第3号の規定に該当する。

（管理監督者処分）

所属（役職）	性別	年齢	処分内容	処分理由
市長事務部局 （副部長職）	男性	59歳	訓告	管理監督者として、所属職員を管理監督する立場にありながら、他の職員に対する暴行による職場の秩序を乱す行為を未然に防ぐことができなかった。
市長事務部局 （課長職）	男性	54歳		



## 消防職員の処分について

次のとおり、懲戒処分等を行いました。

### 処分 1

**【概要】** 令和5年5月から令和6年1月までの間の夜間勤務について、権限のある者の承認を得ない勤務形態の指示と事実と異なる虚偽の報告により、不適正な給与の支給が行われたものである。なお、不適正な給与（総額2,426千円）は、支給した職員（全11名）から全額返還予定である。

**【処分年月日】** 令和6年12月24日

**【処分内容】**

(本人処分)

所属(役職)	性別	年齢	処分内容	処分理由
消防局 (課長職)	男性	57歳	減給 1/10 (6月)	勤務に関する権限のある者の承認を得ず、勤務が割り振られた部下職員に代わり、自身が従事する勤務形態を部下職員に指示した。 また、この指示に伴い、部下職員の勤務実態がないにもかかわらず、勤務に従事した旨の報告を行い、不適正な給与の支給を生じさせた。 さらには、ハラスメントの取扱いに関する不適切な発言及び上司の許可を得ず勤務場所を離れる行為により、職場の秩序に悪影響を与えた。 以上の行為は、地方公務員法第29条第1項の規定に該当する。
消防局 (課長補佐職)	男性	50歳	減給 1/10 (1月)	上記の課長職職員が不在で、下記の一般職職員が、勤務が割り振られた職員に代わり、勤務に従事した際、職員の勤務実態がないにもかかわらず、勤務に従事した旨の報告を行い、不適正な給与の支給を生じさせた。 また、上記の課長職職員又は下記の一般職職員が勤務する日には、自身も勤務に従事せず、不適正な給与を受給した。 以上の行為は、地方公務員法第29条第1項の規定に該当する。
消防局 (一般職)	男性	63歳	戒告	上記の課長職職員が不在の際、勤務が割り振られた職員に代わり、自身が勤務に従事した。 また、上記の課長職職員が勤務する日には、自身も勤務に従事せず、不適正な給与を受給した。 以上の行為は、地方公務員法第29条第1項の規定に該当する。

(管理監督者処分)

所属(役職)	性別	年齢	処分内容	処分理由
消防局 (副部長職)	男性	60歳	訓告	管理監督者として、所属職員を管理監督する立場にありながら、当該非違行為を未然に防ぐことができなかった。

処分 2

【概要】 令和6年5月31日（金）の救急出動時に発生した物損事案について、運転者を偽り、警察署の事情聴取及び消防署内の報告に対して虚偽の報告を行ったものである。

【処分年月日】 令和6年12月24日

【処分内容】

(本人処分)

所属(役職)	性別	年齢	処分内容	処分理由
消防局 (一般職)	男性	31歳	戒告	<p><b>【救急隊長】</b> 救急出動時に、救急車による物損事案が発生し、警察署へ届出を行った。</p> <p>警察署へ届出後、救急車の運転者が運転免許証を不携帯である事実を知り、運転免許証を携帯していた隊員と相談し、同隊員が身代わりとなり、警察署の事情聴取に対して運転者を偽り報告した。また、消防署内へも同様に報告した。</p> <p>以上の行為は、地方公務員法第29条第1項の規定に該当する。</p>
消防局 (一般職)	男性	27歳		<p><b>【隊員】</b> 警察署へ届出後、救急車の運転者が運転免許証を不携帯である事実を知り、救急隊長と相談し、運転免許証を携帯していた当隊員が身代わりとなり、警察署の事情聴取に対して運転者を偽り報告した。また、消防署内へも同様に報告した。</p> <p>以上の行為は、地方公務員法第29条第1項の規定に該当する。</p>
消防局 (一般職)	男性	24歳		<p><b>【運転者】</b> 救急出動時に、運転免許証を不携帯で救急車を運転した。</p> <p>警察署へ届出後、運転免許証を携帯していた隊員が身代わりとなる旨に同意し、警察署の事情聴取に対して運転者を偽り報告した。また、消防署内へも同様に報告した。</p> <p>以上の行為は、地方公務員法第29条第1項の規定に該当する。</p>

(管理監督者処分)

所属(役職)	性別	年齢	処分内容	処分理由
消防局 (副部長職)	男性	60歳	厳重注意	管理監督者として、所属職員を管理監督する立場にありながら、当該非違行為を未然に防ぐことができなかった。
消防局 (係長職)	男性	57歳		

## 市長コメント

本日、市長部局において、職場内での暴行を行った職員を減給10分の1、1か月の懲戒処分に処しました。

また、消防局において、夜間勤務に関するサービス違反やハラスメントの取扱いについての不適切な発言などを行った職員1名を減給10分の1、6か月、夜間勤務に関するサービス違反を行った職員2名を減給10分の1、1か月、戒告の懲戒処分を行いました。また、ハラスメントの取扱いについての発言などを未然に防ぐことのできなかった監督者に訓告を行いました。

別事案として、消防局において、運転者をねつ造し虚偽報告を行った職員3名を戒告の懲戒処分を行いました。

これらの行為はいずれも、市民の市職員に対する信頼を裏切るものであり、お詫び申し上げます。

今後、職員一人ひとりが法令や社会常識を遵守し、市民の皆さまに信頼され、公務員としての役割が果たせるよう、全職員一丸となって取り組んでまいります。

令和6年12月24日

呉市長 新原 芳明

## 消防長コメント

本日、夜間勤務に関する服務違反やハラスメントの取扱いについての不適切な発言などを行った職員1名と夜間勤務に関する服務違反を行った職員2名を懲戒処分に処しました。

また、運転者をねつ造し虚偽報告を行った職員3名を懲戒処分に処し、併せて、それぞれの非違行為を行った所属職員に対する管理監督責任として、管理監督者の訓告、嚴重注意を行いました。

消防局において、このような非違行為が行われたことは誠に遺憾であり、市民の皆様に心からお詫び申し上げます。

今後は、公務員としての自覚を促すとともに、全職員が社会常識を遵守し、服務規律の徹底を図り、市民の皆様の信頼回復に取り組んでまいります。

令和6年12月24日

呉市消防長 澤田 信一